

令和7年第1回東洋町議会定例会会議録

(第 1 号)

令和7年3月5日(水)

東洋町議会

余 白

令和7年第1回東洋町議会定例会会議録

招集場所 東洋町役場 議会議場

開 会 令和7年3月5日(水) 午前9時00分宣告

出席議員(8名)	議長	福島 登 君	1番	大坪 千倫 君
	2番	廣田 斎史 君	3番	安岡 良仁 君
	4番	高畠 俊彦 君	5番	武山 裕一 君
	6番	今宮 裕明 君	7番	田島 毅三夫 君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町長	長崎 正仁 君
副町長	伊吹 真貴博 君
教育長	蛭子 浩久 君
会計管理者	近藤 真人 君
総務課長	築地 仲音 君
税務課長	北川 晃彦 君
産業建設課長	大坪 靖幸 君
教育次長	田岡 いずみ 君
住民課長	生松 克祐 君
住民課長兼地域包括 支援センター事務局長	手島 憲作 君
総務課長補佐	足達 善亮 君
税務課長補佐	堀川 歩 君
産業建設課長補佐	生田 憲一 君
住民課長補佐	田岡 伊織 君
住民課長補佐	奥村 忍 君
代表監査委員	弘田 賀軌 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長	小池 昭平
事務局書記	廣田 知美

議事日程 別紙のとおり

議事のてんまつ 別紙のとおり

会議録署名議員 3番 安岡 良仁 君 4番 高畠 俊彦 君

令和7年第1回東洋町議会定例会議事日程

(第 1 号)

令和7年3月5日(水) 午前9時開議

- | | | |
|--------|------------|---|
| [日程第1] | 会議録署名議員の指名 | |
| [日程第2] | 会期の決定 | |
| [日程第3] | 選挙第1号 | 副議長選挙 |
| [日程第4] | 議案第1号 | 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を定めることについて |
| [日程第5] | 議案第2号 | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて |
| [日程第6] | 議案第3号 | 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて |
| [日程第7] | 議案第4号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて |
| [日程第8] | 議案第5号 | 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正することについて |
| [日程第9] | 議案第6号 | 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正することについて |

[日程第10]	議案第7号	東洋町一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正することについて
[日程第11]	議案第8号	東洋町国民健康保険税条例の一部を改正することについて
[日程第12]	議案第9号	東洋町駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて
[日程第13]	議案第10号	東洋町運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて
[日程第14]	議案第11号	宮ノ西運動広場の設置及び管理に関する条例を廃止することについて
[日程第15]	議案第12号	令和6年度東洋町一般会計補正予算(第7号)を定めることについて
[日程第16]	議案第13号	令和6年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)を定めることについて
[日程第17]	議案第14号	令和6年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
[日程第18]	議案第15号	令和7年度東洋町一般会計予算を定めることについて
[日程第19]	議案第16号	令和7年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を定めることについて
[日程第20]	議案第17号	令和7年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算を定めることについて
[日程第21]	議案第18号	令和7年度東洋町介護保険事業特別会計予算を定めることについて

[日程第22]	議案第19号	令和7年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を定めることについて
[日程第23]	議案第20号	令和7年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについて
[日程第24]	議案第21号	令和7年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を定めることについて
[日程第25]	議案第22号	令和7年度東洋町下水道事業会計予算を定めることについて
[日程第26]	議案第23号	令和7年度東洋町簡易水道事業会計予算を定めることについて
[日程第27]	議案第24号	東洋町白浜海水浴場海上遊具等備品購入契約の締結について
[日程第28]	議案第25号	野根辺地総合整備計画の策定について
[日程第29]	同意第1号	東洋町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
[日程第30]	選挙第2号	東洋町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
[日程第31]	委員会報告	東洋町議会議員の定数及び報酬等に関する特別委員会(中間報告)

議事のでんまつ

議長	(福島 登 議長) 皆さんおはようございます。 ただいまの出席議員は全員であります。 よって、定足数に達しております。 これより、令和7年第1回東洋町議会定例会を開会します。 (開会時間：9時00分) 直ちに、本日の会議を開きます。 ここで、本会議の開会に当たり、謹んでご報告申し上げます。 既にご承知のように、西岡尚宏議員が令和6年12月27日にご逝去されました。故西岡尚宏議員は、平成22年に初当選して以来4期15年間に渡り、東洋町の発展に寄与され、多大なる功績を残されました。ここに故人の生前を偲び、心から哀悼の意を表します。故西岡尚宏議員のご逝去にあたり、高畠議員から追悼の言葉を捧げたいとの申し出がありましたので、これを許します。 高畠俊彦君。
4 番議員	(高畠 俊彦 議員) 追悼の言葉。皆様方の許しをいただき、故西岡尚宏議員のご逝去を悼み、謹んで追悼の言葉を申し上げます。 西岡議員におかれましては、昨年12月27日に急逝されました。本当に我々一同驚愕し、かつ惜別の思いを深くした次第であります。失礼かと思いますが、普段から読んでいるように呼びたいと思います。 思い起こせば、尚宏との出会いは40年くらい前、私が30代

のときであります。商工会青年部のクリスマスツリーのもみの木を切りに行くときが初めての出会いでありました。

いかつい顔のがらがら声、おまけに無愛想、一癖も二癖もありそうに思えたのが第1印象であります。

その後、商工会のイベントなどにも積極的にボランティアで参加してくれるようになり、地域にも多大に貢献してくれました。

私とも意気投合し、商工会青年部時代から現在まで40年余り、2人でいろいろなことをやってきました。

1年間をかけてやった、国への交通法改正の請願書などは、忘れることはできません。

衆議院、参議院、県会議員の選挙運動などに、2人で頑張って取り組んだことも、今となっては良き思い出として残っております。

そして2人で平成22年東洋町議会議員選挙に出馬を決めたことも、顧みれば、町議会議員になってからのあなたの成長は著しく、商工会会長、芸東森林組合組合長、東洋町副議長、議長などの要職をこなし、尚宏、尚宏と呼び捨てにしていた私よりも、二歩も三歩も成長していきました。

幅広い人脈をつくり、一層の飛躍を目指していた故人にとりましても、町民にとりましても、私自身、1番の理解者であり、協力者であると思っていた私にとりましても、無念の極みであり残念でなりません。

惜別の思いは語り尽くせませんが、御生前の御功績に対しまして、敬意と感謝の意を表しますとともに、謹んで御冥福をお祈り申し上げ、追悼の言葉とさせていただきます。

令和7年3月5日、東洋町議会議員、高畠俊彦。

議長

(福島 登 議長)

追悼の言葉が終わりました。

ここで故西岡尚宏議員のご冥福をお祈りし、黙祷を捧げたいと思います。全員、起立願います。

黙祷。

お直りになり、ご着席ください。

それでは、本日の議事日程はお手元に配布したとおり、会議録署名議員の指名、会期の決定の他、議案として条例１１件、補正予算３件、当初予算９件、人事１件、その他５件の計２９件であります。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

地方自治法第２３５条の２第３項の規定により、監査委員から令和６年１１月から令和７年１月分の例月出納検査の結果について、不都合は認められないとの報告が提出されております。

次に、地方自治法第１９９条第９項の規定により、令和７年２月実施の定期監査の報告が提出されております。

次に、１月１０日に議会運営委員会及び東洋町議会議員の定数及び報酬等に関する特別委員会を開催し、両委員会の副委員長に今宮裕明君が選任されたことをご報告いたします。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程に入る前に、町長から行政報告について発言の申し出がありましたので、これを許します。

町長	長崎町長。 (長崎 正仁 町長) 皆さんおはようございます。 本日、令和 7 年東洋町議会第 1 回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、年度末の何かと御多用のところ御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。 先ほどから福島議長、そしてまた高畠議員のほうから、追悼の言葉もございましたけれども、令和 6 年 1 2 月 2 7 日にお亡くなりになりました、西岡尚宏副議長の御冥福を心からお祈り申し上げますとともに、御家族や支援者の皆様方には心よりお悔やみを申し上げたいと思います。 それでは本定例会の上程案件につきまして執行部からは、議案として条例制定案 1 件、条例改正案 9 件、条例廃止案 1 件、令和 6 年度の補正予算案 3 件、令和 7 年度各会計の当初予算案 9 件、契約締結案 1 件、その他 1 件、それから人事案 1 件の計 2 6 件を提出させていただきます。 議員の皆様方におかれましては、御審議の上、適切な御決定を頂きますようお願いを申し上げます。 提案に先立ちまして若干の行政報告を申し上げます。 まず、令和 7 年度の一般会計当初予算案についてでありますけれども、対前年度比では 3 3 . 7 % 増の 4 2 億 1 2 0 0 万 3 千円としております。 予算増額の要因といたしましては、主に給料改定によります人件費や、物価高騰の影響による物件費の増額をはじめ、県産業振興計画に基づく新規事業のための補助費、そして新規事業のため
----	---

の普通建設事業費がそれぞれ増額したことによるものであります。

本予算案の主な概要ですけれども、まず、地域の身近な取組としまして昨年１０月の地区懇談会における各地区からの要望を実行するための予算案をはじめ、令和６年度に新設をいたしました、東洋町地区まちづくり補助金、新型コロナワクチン接種の無償化、本年１月９日開始の住民票と印鑑証明書のコンビニエンスストア交付サービス、野根地区を対象としました小さな集落活性化事業などを継続し、新たに野根地区内への公衆トイレ整備や、押野地区と真砂瀬地区への飲料水供給施設の整備、猿駆除などの予算案を計上しております。

次に、地域の新たな取組としまして、観光振興策では、主に白浜海岸観光活性化事業として、白浜緑地公園内へのグランピング施設整備をはじめ、自然休養村管理センターのリニューアルに向けた改修工事、宿泊施設を中心に長期滞在できる地域づくりとしての分散型ホテル周遊促進滞在延長支援事業、国内で２番目に大きなサーフィンコンテストとなります、本年５月開催予定の全日本級別サーフィン選手権大会の運営費用の予算案を計上しております。

次に、産業振興策としましては、高知県産業振興計画に基づく、産業振興推進総合支援事業により、町内、水産業者の水産加工施設建設に向けて支援するための予算案を計上しております。

次に、人口減少対策の取組につきましては、令和６年度同様に高知県人口減少対策総合交付金を活用した、少子化対策、移住定住促進対策を引き続き実施するための予算案を計上しております。

次に、南海トラフ地震を含む防災対策として、デジタル防災行政無線整備事業、学校施設や木造住宅の耐震化事業、東洋町防災拠点施設水道整備のための予算案を計上しております。

次に、新たな社会教育事業として、子供たちの多様性に対応するために、子供たちが部活動以外に主体的に学ぶ場を提供するための放課後塾の開設に向けた予算案を計上しております。

続きまして、銀杏保育園の不適切保育事案に関する第三者委員会についてでございます。

保育園利用者や、町民の皆様方に大変御心配をおかけしております。

銀座保育園の不適切保育事案に関する第三者委員会につきましては、昨年１２月２０日に弁護士、大学教授、心理士の３名による委員会を設置をいたしまして、２月２５日に関係者からの聞き取り調査を実施しております。次回は３月２６日に委員会を開催する予定であります。今年度中の結論にまでは至らないと考えておりまして、来年度に持ち越しとなりますことの御報告とともに、関係予算案を計上しております。

なお、保育園内において園児の安全確保や、保護者が安心する保育園の適切な運営を目的としました、防犯カメラにつきましては、本年２月までに両園とも設置完了しております。

次に甲浦保育園の高台移転についてでございます。

甲浦保育園の高台移転先として、第１候補地の甲浦浄化センター横高台敷地につきましては、建設地としての適切性の検証を専門業者へ業務委託をしているところであります。

業務は継続中ですが、２月までに委託業者からは、適地選定調査の結果、適地であるとの中間報告がありましたので、用

地買収の手続を進めているところであります。

地権者との用地交渉の状況により整備に向けて前進するか、もしくは振出しに戻り、他の候補地を選定しなくてはならないのかの岐路に立つこととなりますが、何とか現候補地での整備を進めたく、令和 7 年度に甲浦保育園高台移転敷地造成測量設計委託料の予算案を計上しております。

防災減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策として、緊急防災減災対策事業債の期限が令和 7 年度末に迫る中で、本町にとりまして初めてとなる公共施設の高台移転事業の整備に向けまして、まずは地権者の皆様方の御理解、御協力を得たいと考えております。

続きまして野根小学校の休校についてでございます。

今年度の令和 6 年度野根小学校は 6 年生だけの全校児童 2 名、来年度の新入生はゼロという状況でありましたが、この状況が改善されないままの本年 1 月 15 日の教育委員会定例会におきまして、令和 7 年度は休校との判断を余儀なくされております。

この状況は町の著しい人口減少が顕著に表れていると言わざるを得ませんが、本町におきましても、本格的な人口減少対策の取組をスタートしており、地域の子供たちを増やす取組の一環としまして、野根小中学校を対象に山村留学制度を導入しており、募集した結果、来年度野根中学校へ 1 名の生徒が編入する予定であります。

野根地区は緑豊かな野根山に囲まれ、のどかな田園が広がり、そばには太平洋に注ぐ清流野根川があります。そのど真ん中に位置する野根小中学校のロケーションは、子育てあるいは勉学、そして自然体験には最高の環境が揃っております。

その特徴を背景に、来年度も引き続き、町外から山村留学生を迎え入れるように取り組むことにあわせまして、小規模校としてどのような環境を整備すれば、児童生徒が有意義な義務教育課程を過ごせていけるのか、学校の存続に向けました取組を重要事項として教育委員会と協議をしてまいりたいと考えております。

続きまして物価高騰対応重点支援給付金についてでございます。

住民税均等割非課税世帯を対象に、食品価格などの物価高騰の支援として、1世帯当たり3万円の給付につきましては、約700世帯を対象に573世帯への支給を完了しております。

これに加えて子供加算として児童1人当たり2万円の給付につきましては、3月中の支給を目指しております。

続きまして国民健康保険税の引上げについてでございます。

平成30年度の国保制度改革により、県内国保の保険料水準の統一に向けた取組につきましては、令和4年8月22日の知事市町村会議の中で合意確認を受けまして、令和12年度の保険税統一へ向けて急激な保険税の引上げとならないよう、段階的に保険税の引上げを行っているところであります。

本町では令和5年度に保険税の引上げを行っておりますが、令和7年度におきましても、県から示されております保険税率をもとに、県内国保の保険料水準の統一へと近づけるための税率の見直しをせざるを得なくなりました。

このことにつきましては、2月26日開催の国民健康保険事業運営協議会にお諮りをし、御決定を頂いたところであります。

被保険者の皆様方には御負担をおかけすることとなり、大変心苦しく思いますが、御理解御協力いただきますようお願いいたします。

ます。

次に東部地域多機能支援施設についてでございます。

私たちが暮らす東部地域では単位人口当たりの医療病床数や介護施設定員が他の圏域よりも少ないことに加えまして、看護師の年齢層が高いことから、在宅サービス資源や看護師などの担い手の確保によりまして、一層力を入れていくことが必要であります。

このような中、高知県は県東部地域において、東部地域多機能支援施設の整備に向けて取り組んでおり、その機能の一部として看護人材の育成確保を目的とした看護師養成所を令和9年4月の開校に向けて施設整備を進めております。

続きまして四国8の字ネットワーク道路整備についてでございます。

四国8の字ネットワークの阿南安芸自動車道、一般国道493号の北川道路2-2工区間のうち、和田トンネル付近の2.7キロメートル区間が2月8日に開通をいたしました。

来たる3月15日には、高知東部自動車道南国安芸道路の高知龍馬空港インターチェンジから香南・野市インターチェンジの3.5キロ区間が開通する予定であり、芸西西インターチェンジから高知ジャンクションまでが高規格道路で繋がることとなります。これにより、県中心部への所要時間が短縮され、県東部地域の活性化につながるものと考えております。

続いて東洋町ホームページのリニューアルについてでございます。本町ホームページをリニューアルをさせていただきました。パソコンやスマートフォンでも分かりやすいデザインに刷新し、3か国語、英語、韓国語、中国語ですけれども、にも対応で

議長	きる機能も採用しております。 町の情報も随時更新してまいりますので、ぜひ御活用いただきますようお願いをいたします。 続いてライブビジョンの普及促進についてでございます。 本町では、スマートフォンをお持ちの方々を対象に、広報とうようや東洋町議会だよりをはじめ、町の暮らしの情報、議会放送など、音声による放送機能により御覧いただけるアプリケーション、ライブビジョンのサービスを行っております。 外出先でも、町内放送や行政情報、災害情報などが自動的に配信され、大変便利です。町民の皆様方に御利用いただけたら幸いに思います。 結びに、春の訪れを表します。桜の開花は3月20日と予想されております。野根川の桜並木を背景に、第27回野根川桜まつりが3月30日に開催されることとなりましたので、皆様お誘い合わせの上、お越しいただきますよう御案内をいたします。 以上簡単ではございますけれども、令和7年東洋町議会第1回定例会の行政報告とさせていただきます。 御清聴、誠にありがとうございました。 (福島 登 議長) 町長の行政報告が終わりました。 日程に入ります。 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第126条の規定
----	--

議会運営委員会委員長	により、3番安岡良仁君、並びに4番高畠俊彦君を指名します。 日程第2、会期の決定の件を議題とします。 議会運営委員会で検討されておりますので、委員長の報告を求めます。高畠議会運営委員長。 (高畠 俊彦 議会運営委員長) おはようございます。 令和7年第1回定例会議会運営委員会の報告を行います。 2月28日に議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに運営等について協議いたしました結果、本定例会の会期は本日5日から、3月12日水曜日までの8日間とする。 次に運営につきましては、本日の開会日に提出者から提案理由の説明を受け、本日5日の本会議散会後から、委員会及び議案審査のため休会、12日に再開し、審議、採決ののちに一般質問を行う。 次に議案質疑は一問一答方式の時間制とし、議案全体で質疑・討論を合わせて、時間を1人1時間以内とする。また、執行部の答弁時間も1時間以内とする。質疑、討論、答弁は簡潔に行うこととする。次に一般質問については一問一答方式の時間制とし、質問全体で質問時間を1人40分以内とする。また、執行部の答弁時間も40分以内とする。なお、一般質問及び議案質疑については、議会会議規則第64条の2の規定により、反問権を行使することができる。また、反問権も制限時間に含めることとする。 次に、議案質疑の通告期限は、3月7日金曜日正午まで、一般質問の通告期限は、3月7日金曜日正午までとする。
-------------------	--

議長

次に、「選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書」、「精神障がい者保健手帳所持者に対する精神科医療費および一般医療費への助成制度（重度心身障害者医療費助成制度）への意見書」を総務教育民生常任委員会へ付託するということで、以上のように決定いたしました。

これで議会運営委員会の報告を終わります。

（福島 登 議長）

議会運営委員長の報告が終わりました。

ここでお諮りします。

ただいまの委員長の報告のとおり、本定例会の会期は本日から3月12日までの8日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしとの声あり）

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から3月12日までの8日間と決定しました。

日程第3、選挙第1号、副議長選挙の件を議題とします。

地方自治法第103条の規定により、副議長選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、投票によって行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしとの声あり）

異議なしと認めます。

よって選挙の方法は投票で行います。

	議場の閉鎖を命じます。 (議場閉鎖) ただいまの出席議員は8名であります。 議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、1番大坪千倫君、並びに2番廣田斎史君を指名します。 投票用紙を配布します。 (投票用紙配布) 念のため申しあげます。 投票は単記・無記名投票で行います。 投票用紙の配布漏れはありませんか。 (なしとの声あり) 配布漏れなしと認めます。 投票箱を改めさせます。 (投票箱点検) 異常なしと認めます。 ただいまから投票を行います。 投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番議員から順次、投票を行います。投票願います。失礼しました。 (投票) 投票漏れはありませんか。 (なしとの声あり) 投票漏れなしと認めます。 開票を行います。 1番大坪千倫君、並びに2番廣田斎史君、立会いを願います。 (開票)
--	---

副議長	選挙の結果を報告します。 投票総数 8 票、有効投票 7 票、無効投票 1 票です。 有効投票中、廣田斎史君 6 票、田島毅三夫君 1 票、以上の通りであります。 この選挙の法定得票数は、地方自治法第 1 1 8 条の規定により、2 票であります。よって、廣田斎史君が副議長に当選されました。 議場の閉鎖を解きます。 (議場閉鎖解除) ただいま、副議長に当選されました廣田斎史君が議場におられますので、議会会議規則第 3 3 条第 2 項の規定により、当選の告知をします。 廣田斎史君が議場におられますので、廣田斎史君から挨拶受けることにします。廣田君。 (廣田 斎史 副議長) 一言、副議長就任の御挨拶を申し上げます。ただいま本町議会の副議長に選任されましたことは、大変光栄に存すると共に責任の重大さを痛感しているところでございます。志半ばで亡くなられた前副議長の思いも引継ぎ、更なる議会改革の推進と議会の活性化のため、また町政発展のため議長の下で懸命に努力を尽くす覚悟でございます。どうか今後とも皆様の更なるご支援を承りまして、しっかりと頑張っていきたいと存じますのでよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますけれども、副議長就任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。廣田斎史。
-----	---

議長	(福島 登 議長) 廣田副議長のあいさつが終わりました。 日程第４、議案第１号、情報通信技術の活用による行政手続き等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を定めることについての件から、日程第２８、議案第２５号、野根辺地総合整備計画の策定についてまでの２５件を、この際一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (異議なしとの声あり) 異議なしと認めます。よって、さよう決しました。 直ちに、提出者の説明を求めます。 長崎町長。
町長	(長崎 正仁 町長) それでは議案提案理由説明書の１ページからお願いをいたします。 議案第１号、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を定めることについて、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求めます。令和７年３月５日提出でございます。 提案理由についてでございます。

令和 6 年 6 月 7 日に情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、本町の関係する条例を改正しようとするものでございます。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

続いて 2 ページをお開きください。

議案第 2 号、職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めます。令和 7 年 3 月 5 日提出でございます。

続いて議案第 3 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めます。令和 7 年 3 月 5 日提出でございます。

提案理由についてでございます。

議案第 2 号、議案第 3 号については関連がございますので一括して御説明をいたします。

令和 6 年 5 月 3 1 日に、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が公布され、令和 7 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、男女ともに仕事と育児・介護を両立できるよう、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、介護離職防止のため仕事と介護の両立支援制度の強化を図るため、本条例を改正しようとするものでございます。

なお内容につきましては総務課長が説明をいたします。

続いて４ページをお開きください。

議案第４号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求めます。令和７年３月５日提出でございます。

続きまして、議案第５号、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正することについて、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求めます。令和７年３月５日提出でございます。

提案理由についてでございます。

議案第４号、議案第５号については、関連がございますので一括して御説明をいたします。

令和６年人事院勧告に準拠して、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備のための関係法律の改正により、扶養手当、住居手当及び管理職特別勤務手当などについて、本条例を改正しようとするものでございます。

なお内容につきましては総務課長が説明をいたします。

６ページをお願いいたします。

議案第６号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求めます。令和７年３月５日提出でございます。

提案理由についてでございます。

令和６年人事院勧告に準拠して社会と公務の変化に応じた給与制度の整備のための関係法律の改正により、暫定再任用職員へ

の手当の改正と、地方公務員法の一部を改正する法律の一部改正に伴う改正を合わせて本条例を改正しようとするものでございます。

なお内容につきましては総務課長が説明をいたします。

議案第 7 号、東洋町一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めます。

令和 7 年 3 月 5 日提出でございます。

提案理由についてでございます。

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律が令和 6 年 5 月 1 5 日に公布され、国内の経済社会情勢の変化に対応するとともに、事務負担軽減を図るため、旅費の計算等に係る規定の簡素化及び旅費の支給対象の見直しを行うため、本条例を改正しようとするものでございます。

なお内容につきましては総務課長が説明をいたします。

8 ページをお願いをいたします。

議案第 8 号、東洋町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めます。令和 7 年 3 月 5 日提出でございます。

提案理由についてでございます。

平成 3 0 年度に都道府県を財政運営の責任主体とし、市町村とともに保険者となる制度改革が行われました。

高知県でも令和 4 年 8 月に、県内国保の保険料水準統一などの基本方針について県と市町村長で、合意確認が行われ、県内国保

運営統一に向けての取組が行われております。

このことにより本町でも、保険料水準の統一に向けて、県から提示されている標準保険料を参考に、本条例を改正しようとするものでございます。

なお内容につきましては、税務課長補佐が説明をいたします。

議案第 9 号、東洋町駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めます。令和 7 年 3 月 5 日提出でございます。

提案理由についてでございます。

現行の駐車料金は 1 日 6 6 0 円となっております。

近傍民間施設の利用料との均衡を考慮して、駐車時間に応じた駐車料金を段階的に改正しようとするものでございます。

なお内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。

1 0 ページをお願いいたします。

議案第 1 0 号、東洋町運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めます。令和 7 年 3 月 5 日提出でございます。

提案理由についてでございます。

令和 6 年 1 0 月 2 4 日に開催されました、公益財団法人 B & G 財団海洋センターの第 4 5 回理事会において、B & G 東洋海洋センターの廃止が承認されました。

今回の改正は B & G 東洋海洋センターの廃止に伴う、本条例を

改正しようとするものでございます。

なお内容につきましては教育次長が説明をいたします。

議案第 11 号、宮ノ西運動広場の設置及び管理に関する条例を廃止することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めます。令和 7 年 3 月 5 日提出でございます。

提案理由についてでございます。

宮ノ西運動広場につきましては、甲浦グラウンドゴルフ部会の活動のため、所有者から無償でお借りをしておりましたが、甲浦グラウンドゴルフ部会は活動をしていない状況により、所有者に返却を行いましたので、本条例を廃止しようとするものでございます。

なお内容につきましては教育次長が説明をいたします。

12 ページをお願いいたします。

議案第 12 号、令和 6 年度東洋町一般会計補正予算、第 7 号を定めることについて、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により議会の議決を求めます。令和 7 年 3 月 5 日提出でございます。

提案理由についてでございます。

歳入歳出それぞれ 1714 万 7 千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 35 億 6274 万 2 千円とするものでございます。歳入では国庫及び県支出金、繰入金、諸収入、町債を計上しております。

歳出では、東洋町育苗ハウス修繕費補助金、港湾陸こう等閉鎖事業県負担金、常備消防運営費負担金、防災資機材購入費、パッ

ケージ型消火設備修繕料などを計上しております。

なお内容につきましては総務課長が説明をいたします。

続いて議案第13号、令和6年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算、第4号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めます。令和7年3月5日提出でございます。

提案理由についてでございます。

歳入歳出それぞれ1300万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8497万円とするものでございます。

歳入では保険料、国庫及び県支出金、支払基金交付金、繰入金を計上しております。

歳出では、施設介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費などを計上しております。

なお内容につきましては、住民課長兼地域包括支援センター事務局長が説明をいたします。

14ページをお願いをいたします。

議案第14号、令和6年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算、第1号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めます。令和7年3月5日提出でございます。

提案理由についてでございます。

歳入歳出それぞれ372万6千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4975万4千円とするものでございます。

歳入では後期高齢者医療保険料を計上しております。

歳出では後期高齢者医療広域連合納付金を計上しております。
なお内容につきましては、住民課長が説明をいたします。

続いて議案第 15 号、令和 7 年度東洋町一般会計予算を定める
ことについて、地方自治法第 211 条第 1 項の規定により、議会
の議決を求めます。令和 7 年 3 月 5 日提出でございます。

提案理由についてでございます。

予算の総額を歳入歳出それぞれ 42 億 1200 万 3 千円と定
めております。

前年度比で 10 億 6081 万 8 千円、33.7%の増となっ
ております。

また、債務負担行為の限度額を示し、地方債の借入れ限度額を
9 億 630 万円、一時借入金の最高限度額を 5 億円と定めており
ます。

令和 7 年度の主な事業として東洋町旧野根隣保館分館解体工
事費、町議会議員選挙費及び参議院議員選挙費、結婚生活支援事
業補助金、魚自動選別機購入費、産業振興推進総合支援事業費補
助金、野根地区公衆トイレ整備工事費、自然休養村改修工事費、
名留川 3 号線道路改良工事費、デジタル防災行政無線整備工事
費、甲浦中学校駐車場設置工事費及び受電設備設置工事費などを
計上しております。

なお内容につきましては総務課長が説明をいたします。

続いて 16 ページをお願いをいたします。

議案第 16 号、令和 7 年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別
会計予算を定めることについて、地方自治法第 211 条第 1 項の

規定により議会の議決を求めます。令和 7 年 3 月 5 日提出でございます。

提案理由についてでございます。

予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 3 9 4 万 4 千円と定めております。

歳入では、県支出金、諸収入を計上しております。

歳出では事業費、前年度繰上充用金などを計上しております。

なお内容につきましては、住民課長が説明をいたします。

続いて議案第 1 7 号、令和 7 年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第 2 1 1 条第 1 項の規定により議会の議決を求めます。令和 7 年 3 月 5 日提出でございます。

提案理由についてでございます。

予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 4 6 9 3 万円と定めております。

歳入では国民健康保険税、県支出金、繰入金などを計上しております。

歳出では保険給付費、国民健康保険事業費納付金などを計上しております。

なお内容につきましては住民課長が説明をいたします。

1 8 ページをお願いいたします。

議案第 1 8 号、令和 7 年度東洋町介護保険事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第 2 1 1 条第 1 項の規定により議会の議決を求めます。

	令和 7 年 3 月 5 日提出でございます。 提案理由についてでございます。 予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 7 1 3 1 万 2 千円と定めております。 歳入では保険料、国庫及び県支出金、支払基金交付金、繰入金などを計上しております。 歳出では保険給付費、地域支援事業費などを計上しております。 なお内容につきましては、住民課長兼地域包括支援センター事務局長が説明をいたします。 続いて議案第 1 9 号、令和 7 年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第 2 1 1 条第 1 項の規定により議会の議決を求めます。令和 7 年 3 月 5 日提出でございます。 提案理由についてでございます。 予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 5 8 5 万 3 千円と定めております。 歳入ではサービス収入、繰入金を計上しております。 歳出ではサービス事業費を計上しております。 なお内容につきましては、住民課長兼地域包括支援センター事務局長が説明をいたします。 2 0 ページをお願いいたします。 議案第 2 0 号、令和 7 年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第 2 1 1 条第 1 項の規定により
--	--

議会の議決を求めます。令和7年3月5日提出でございます。

提案理由についてでございます。

予算の総額を歳入歳出それぞれ2128万円と定めております。

歳入では観光施設事業収入、繰越金を計上しております。

歳出では体験交流施設事業費、駐車場事業費などを計上しております。

なお内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。

続いて議案第21号、令和7年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第211条第1項の規定により議会の議決を求めます。令和7年3月5日提出でございます。

提案理由についてでございます。

予算の総額を歳入歳出それぞれ4847万1千円と定めております。

歳入では後期高齢者医療保険料、繰入金などを計上しております。

歳出では後期高齢者医療広域連合納付金などを計上しております。

なお内容につきましては、住民課長が説明をいたします。

22ページをお願いいたします。

議案第22号、令和7年度東洋町下水道事業会計予算を定めることについて、地方公営企業法第24条第2項の規定により議会の議決を求めます。

令和 7 年 3 月 5 日提出でございます。

収益的収入では、下水道使用料、他会計補助金などで 1 億 1 4 0 6 万円、収益的支出では、施設の維持管理費、減価償却費などで 1 億 1 1 1 2 万 3 千円でございます。

資本的収入においては、企業債などで 7 3 0 3 万円、資本的支出では、企業債の償還金などで 8 8 3 7 万円とするものであります。

なお内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。

続いて議案第 2 3 号、令和 7 年度東洋町簡易水道事業会計予算を定めることについて、地方公営企業法第 2 4 条第 2 項の規定により議会の議決を求めます。令和 7 年 3 月 5 日提出でございます。

提案理由についてでございます。

収益的収入では、水道料金、他会計補助金などで 8 4 9 6 万 6 千円、収益的支出では、施設の維持管理費、減価償却費などで 8 0 7 2 万 4 千円でございます。

資本的収入においては、企業債などを 8 1 8 2 万 5 千円、資本的支出では、耐震管路整備工事費、企業債の償還金などで 9 8 9 2 万 4 千円とするものであります。

なお内容につきましては、産業建設課長補佐が説明をいたします。

続いて 2 4、2 5 ページをお開きください。

議案第 2 4 号、東洋町白浜海水浴場海上遊具等備品購入契約の締結について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号及び議会の議決

に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めます。令和 7 年 3 月 5 日提出でございます。

提案理由についてでございます。

令和 7 年 2 月 1 7 日に公募型プロポーザル方式により行いました、東洋町白浜海水浴場海上遊具等備品購入につきましては、契約金額が 7 0 0 万円を超えるため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の処分または処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

2 5 ページを御参照に契約金額は 1 5 7 3 万円、契約の相手方は、沖縄県^{とみくすくし}豊見城市豊崎 1 - 2 3 4、株式会社 T O M O R O の^{まきじょうかずき}牧門和輝氏でございます。

なお内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。

続いて 2 6 ページからをお願いいたします。

議案第 2 5 号、野根辺地総合整備計画の策定することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により議会の議決を求めます。令和 7 年 3 月 5 日提出でございます。

提案理由についてでございます。

辺地に係る公共的施設の総合計画を行うに当たり、総合整備計画を策定する必要が生じたため議会の議決を求めるものでございます。

なお、計画内容につきましては、2 7 ページから 2 8 ページのとおり、令和 7 年から令和 1 1 年までの 5 か年の計画を定めるこ

議長	ととしております。 内容につきましては総務課長が説明をいたします。 以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。 (福島 登 議長) ここで休憩をします。 再開は１０時１０分です。(休憩時間：９時５９分) 休憩前に引き続き、会議を開催します。 (再開時間：１０時１０分) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) おはようございます。 それでは、議案第１号、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を定めることについてご説明いたします。 議案関係資料１ページ、新旧対照条文１ページをお開き下さい。 新旧対照条文により、ご説明をさせていただきます。 今回の主な改正は、令和６年６月７日に、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が公布され、同法律において第２条第８項が

新設されたことにより、同条第 8 項から同項第 1 5 項まで、項のずれが生じました。本町においても関係する 3 つの条例について、項ずれの改正をしようとするものでございます。

新旧対照条文の 1 ページでございます。第 1 条として、1 つ目、東洋町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正でございます。右側が改正後案になります。定義第 2 条第 1 0 項では、同法律の第 2 条 8 項を第 2 条第 9 項に改め、利用及び提供の制限、2 ページに移ります。第 1 2 条の表中、4 ページに移ります。第 2 条第 9 項を第 2 条第 1 0 項に改めるものです。

第 2 条として、2 つ目、東洋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び個人情報の提供に関する条例の一部改正でございます。定義第 2 条第 3 号では、法第 2 条 8 項を法第 2 条第 9 項に、また同条第 5 号では、法第 2 条第 1 2 項を法第 2 条第 1 3 項に、同条第 6 号では、法第 2 条第 1 4 項を法第 2 条第 1 5 項に改めるものです。

7 ページをお願いします。第 3 条として、3 つ目、東洋町税条例の一部改正でございます。町民税の申告第 3 6 条の 2 第 9 項では、法第 2 条 1 5 項を法第 2 条第 1 6 項に、8 ページをお願いします。第 6 3 条の 2 の施行規則第 1 5 条の 3 第 3 項並びに第 1 5 条の 3 の 2 第 4 項及び第 5 項の規定による補正の方法の申出第 1 項第 1 号では、8 ページから 9 ページにかけて載せてありますが、同条第 1 5 項を同条第 1 6 項に、また種別割の減免第 8 9 条第 2 項、1 0 ページに移りまして、第 2 条第 1 5 項を第 2 条第 1 6 項に、また特別土地保有税の減免第 1 3 9 条の 3、第 2 項第 1 号では、1 1 ページに移ります。第 2 条第 1 5 項を第 2 条第 1

6 項に改め、それぞれ項ずれを改正するものでございます。

議案関係資料 2 ページをお願いいたします。附則、施行期日は、同法律附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日である令和 7 年 4 月 1 日からとしております。以上でございます。

続きまして、議案第 2 号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについてご説明いたします。

議案関係資料 3 ページ、新旧対照条文 1 2 ページをお願いいたします。

新旧対照条文によりご説明をさせていただきます。

この条例は、令和 6 年 5 月 3 1 日に、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が公布され、令和 7 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、男女ともに仕事と育児・介護を両立できるよう、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、介護離職防止のため仕事と介護の両立支援制度の強化を図るため、本条例を改正するものでございます。

第 9 条の 3 、育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限ですが、第 2 項及び第 4 項では、現行の「3 歳に満たない子」から改正後の「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、残業の免除の請求が可能となる職員の範囲の拡大として、子の対象年齢を小学校就学までの子に引き上げるものです。また、1 3 ページに移りまして、同条第 4 項も同様に、第 2 項中「3 歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とありますのを「並びに第 2 項」に改めております。

1 4 ページをお願いします。介護休暇第 1 7 条では、配偶者、

父母、子、配偶者の父母、その他規則で定める者を「配偶者等」と読み替える規定を追加しております。

15 ページに移ります。第19条の次に2条を追加しております。1つ目として、第19条の2、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認の第1項では、16 ページをお願いします。介護に直面した旨の申し出をした職員に対して個別に介護休暇制度などについて周知することや、面談や書面などで意向の確認をするための措置を講じるよう規定しております。同条第2項では、40歳に達した職員に対して、介護に直面する前の早い段階で介護休暇等について情報提供をするよう規定しております。

2つ目として、第19条の3、勤務環境の整備に関する措置では、介護職離職防止のために雇用環境を整備するもので、同条第1号では、研修の実施、同条第2号では、相談体制の整備をし、介護休暇や介護両立支援制度の申し出が円滑に行われるための措置を講じるよう規定しております。

議案関係資料の4 ページをお願いします。

附則、施行期日は、第1条において、令和7年4月4日からとしております。また第2条の経過措置では、令和7年4月1日の施行日前においても、時間外勤務の制限の請求を行うことができるよう、公布の日から施行するとしております。

以上でございます。

続きまして、議案第3号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについてご説明をいたします。

議案関係資料6 ページ、新旧対照条文18 ページをお願いします。

す。

この条例は、先ほどご説明をしました、議案第 2 号と同様に育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が公布され、令和 7 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、条項のずれが生じることから本条例を改正するものでございます。

新旧対照条文でご説明いたします。

部分休業の承認第 20 条第 3 項では、同法律第 61 条第 3 2 項において読み替えて準用する同条第 29 項を、第 61 条の 2 第 20 項に改めるものでございます。

附則により、施行期日は、令和 7 年 4 月 1 日からとしております。以上でございます。

続きまして、議案第 4 号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについてご説明いたします。

議案関係資料 7 ページ、新旧対照条文 20 ページをお願いいたします。新旧対照条文によりご説明をさせていただきます。

この条例は、令和 6 年人事院勧告に準拠して、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備のための関係法律の改正により、扶養手当、住居手当及び管理職員特別勤務手当などについて、本条例を改正するものでございます。

扶養手当第 7 条の 3 第 2 項第 1 号では、配偶者に係る扶養手当を廃止しております。同条第 3 項左側後段、同項第 2 号に該当する扶養親族、満 22 歳に達する子までについて扶養手当の月額を、1 人につき 1 万円を削り、右側改正後案の前項第 1 号に該当する扶養親族、満 22 歳に達する子までについて扶養手当の月額

を、1人につき1万3千円と改めております。

同条第4項では、扶養親族たる子のうち満16歳から満22歳の間について、の特定期間の文言を削除し、22ページをお願いします。「特定期間に」を「当該期間に」と改めております。また、同条第5項を追加し、その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定めるとしております。

住居手当第8条の2では、扶養手当第7条の3第2項第1号で配偶者についての定めが、削られていることから、配偶者の次に「届け出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。」規定を加えております。

23ページに移ります。

管理職員特別勤務手当第13条の2第2項では、24ページをお願いします。第2項では、週休日等以外の日の「午前ゼロ時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までまでの間、週休日等に含まれる時間を除く」に改め、同条第3項では、「前第2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額」を加えております。これは、災害への対応など他律的な事由により深夜に及ぶ勤務を相当程度行う実態が見られることから、管理職員に対してその勤務実態に応じた適切な処遇を確保する観点から平日深夜に係る管理職員特別勤務手当の支給対象時間を拡大し、一定の勤務については、手当額を5割増しとするものです。

25ページをお願いします。

単身赴任手当第14条の2第3項では、国に合わせ、条文を改めております。

26ページをお願いします。

時間外勤務手当等の適用除外第19条では、定年前再任用短時間勤務職員に対する適用除外についての規程ですが、第8条の2の住居手当と、第8条の扶養手当の支給事務について、削除しております。これにより、定年前再任用短時間勤務職員に対して、住居手当の支給ができるようになります。

議案関係資料8ページをお願いします。

附則、施行期日は令和7年4月1日からとしております。第2条では、令和7年度の扶養手当に関する経過措置を設けており、配偶者に対する扶養手当月額については、3千円を、子1人に対する扶養手当月額は1万1500円としております。

以上でございます。

続きまして、議案第5号、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正することについてご説明いたします。

議案関係資料10ページ、新旧対照条文27ページをお願いします。新旧対照条文によりご説明をさせていただきます。

この条例は、先ほど説明をした議案第4号と同様に、令和6年人事院勧告に準拠して、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備のための関係法律の改正により、単純な労務に雇用される職員に係る扶養手当について、本条例を改正するものでございます。

給与の種類第3条第2号では、一般職の職員と同様に、配偶者に係る扶養手当を廃止するものです。

施行期日については、令和7年4月1日からとしております。

以上でございます。

続きまして、議案第 6 号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正することについてご説明いたします。

議案関係資料 1 1 ページ、新旧対照条文 2 9 ページをお願いします。新旧対照条文によりご説明をさせていただきます。

この条例は、令和 6 年人事院勧告に準拠して、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備のための関係法律の改正により、暫定再任用職員への手当の改正と、地方公務員法の一部を改正する法律の一部改正に伴う改正を併せて行います。令和 4 年 1 2 月 1 3 日に制定している本条例の附則の改正でございます。

第 4 条の、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置第 6 項では、3 0 ページをお願いします。「附則第 9 条第 3 項」を「附則第 9 条第 2 項」に改めるものです。これは、地方公務員法の一部を改正する法律附則第 9 条第 2 項が削除されたことによる、項ずれの改正でございます。

次に、同条第 7 項については、議案第 4 号でご説明をいたしました、定年前再任用短時間勤務職員に対する適用除外と同様に暫定再任用職員についても、第 8 条の 2 の住居手当、第 8 条の扶養手当の支給事務を削除するものです。これにより暫定再任用職員に対して、住居手当の支給ができるようになります。

施行期日は、令和 7 年 4 月 1 日からとしております。

以上でございます。

続きまして、議案第 7 号、東洋町一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正することについてご説明いたします。

議案関係資料 1 2 ページ、新旧対照条文 3 2 ページをお願いします。

新旧対照条文によりご説明をさせていただきます。

この条例は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律が令和 6 年 5 月 1 5 日に公布され、国内の経済社会情勢の変化に対応するとともに、事務負担軽減を図るため、旅費の計算等に係る規定の簡素化及び旅費の支給対象の見直しを行うため、本条例を改正するものでございます。

主な改正についてご説明をさせていただきます。

定義第 2 条第 5 号では、出張について、現在、起点を在勤庁である役場から目的地までとしておりますが、それを住所及び居所から認めることができる規定でございます。第 6 号の赴任及び第 7 号の帰住については、今回、追加をしております。第 8 号、家族についてですが、左側現行の第 6 号、扶養親族に変えて家族と規定をしております。「職員の収入によって生計を維持しているものをいう。」を削り、「職員と生計を一にするもの」と改めております。右側改正後案第 9 号、遺族では、配偶者のために「(婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。)」ことを追加しております。3 4 ページをお願いします。第 1 0 号旅行役務提供者では、旅行業者について定義をしております。3 5 ページに移ります。旅費の支給第 3 条では、3 6 ページをお願いします。第 7 項を追加しております。先程御説明をいたしました、旅行役務提供者に対する旅費の支給に代えて、旅費の金額、いわゆるパック料金を旅費に相当するものとして支払うことができる。としております。

3 8 ページをお願いします。旅費の種目第 6 条では、鉄道賃、

船賃、航空賃、その他の交通費、日当、宿泊費、包括宿泊費、転居費、家族移転費、研修会又は講習会旅費、渡航雑費及び死亡手当としております。左側の必要としない条項については削除しております。４０ページをお願いします。旅費の計算第７条では、旅費は、「旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条で定める種目及び第９条、鉄道賃から、第１５条、研修会及び講習会旅費までに規定する旅費の内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算をする。」こととしております。

４３ページをお願いします。

旅費の請求手続第８条では、旅費の請求書について、電磁的記録、例えばＰＤＦなどの請求書も可能とするよう規定しております。４４ページをお願いします。同条第５項及び第６項について、電磁的記録で旅費の請求をされる場合に対応するための規定となっております。４５ページに移ります。鉄道賃第９条で定めております。４６ページをお願いします。船賃第１０条、４７ページをお願いします。航空賃第１１条については、国の規定に基づき改正をしております。

４８ページをお願いします。左側の現行では、第２章、内国旅行の旅費、また第３章外国旅行の旅費、など、第１章から第４章まで設けておりましたが、国の改正に合わせ、章を削除しております。また左側の現行、鉄道賃第１３条から、５１ページをお願いします。航空賃第１５条までは、先程のご説明を致しました、第９条から第１１条で定めておりますので、削除しております。その他の交通費第１２条では、車賃などについて定めており、現在の上限３２円を３７円に改め、車賃を交通費及びその他の交通

費と改めております。52ページをお願いします。宿泊費第14条では、「上限額の範囲内で実費額とする。」としております。67ページをお願いします。別表第1にあります、宿泊費でございますが、県内については、8千円を1万2千円に、県外については、1万2千円を1万9千円に改めております。国の基準を参考に定めております。

52ページに戻ります。包括宿泊費第14条の2では、旅行会社に係るパック料金について、飛行機などの移動に係る交通費と宿泊費の合計額とする。こととしております。53ページに移ります。左側の移転料第18条の2を削除し、右側の転居費第14条の3とし、赴任に伴う転居に要する費用について規定しております。別表第1の1の上限額の範囲内で実費額とする。としております。54ページをお願いします。家族移転費第14条の4では、赴任の際の家族の移転費などを定めております。68ページをお願いします。別表第1の1転居費については、陸路の距離に応じて、また、家族を伴う場合と単身の場合について、それぞれ上限額を定めております。こちらについては、県の基準を参考にしておりますので後ほどご参照ください。56ページをお願いします。研修会又は講習会旅費第15条では、開催期日が10日を超える研修会又は講習会に出席する旅費について定めており、別表2に掲げる宿泊費については、「上限額の範囲内で実費額とする。」としております。69ページをお願いします。別表第2、県内については、6千円を9千円に、県外については、7500円を1万1千円に改めております。別表第1と同様に国を参考に計算しております。58ページに戻ります。外国旅行の旅費第20条では、国家公務員等の旅費に関する法律の規定により、「旅

水準の統一を行う予定となっており、本町でも、令和５年度に保険料の引き上げを行っておりますが、令和１２年度の県内国保の保険料水準の統一に向けて、継続的な保険料の引き上げが必要であるため、県から示された標準保険料率を参考に、本町の国保税率などを引き上げる改正を行うものであります。

改正条文は、議案関係資料の２８ページから３０ページ、新旧対照条文につきましては７３ページから８９ページまでとなっております。新旧対照条文により主要な改正内容を御説明いたしますのでお手元にご用意ください。

それでは新旧対照表７３ページをお願いします。

第３条では基礎課税額の所得割額の税率を１００分の７．１から１００分の７．３３に、７４ページをお願いします。

第５条では基礎課税額の被保険者均等割額を２万４７００円から２万６６００円に改正をしております。

第５条の２では７５ページをお願いします。基礎課税額の世帯別平等割額の税率を特定世帯及び特定継続世帯以外については、１万６千円から１万７２００円、特定世帯では８千円から８６００円、特定継続世帯では１万２千円から１万２９００円に改正をしております。

特定世帯とは、世帯の中で国保から後期高齢者医療に移行された方がいて、その世帯で国保に加入されている方が１人になった世帯の事です。特定世帯につきましては５年間、国保税の平等割が２分の１軽減されて算定することとなっております。

また特定継続世帯とは、５年経過しても国保と後期高齢者医療の分かれている状況が解消されない世帯の事です。

特定継続世帯では、国保税平等割額の４分の１が軽減となり軽

減措置が3年継続されることとなっております。

76ページをお願いします。第6条では後期高齢者支援金等課税額の所得割額の税率を100分の2.1から100分の2.41に、第7条の2では後期高齢者支援金等課税額の均等割額を7800円から9200円に改正をしております。

第7条の3では77ページに移ります。

後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額の税率を特定世帯及び特定継続世帯以外については、4900円から5800円、特定世帯では2450円から2900円、特定継続世帯では3675円から4350円に改正をしております。

第8条では介護納付金課税被保険者に係る所得割額の税率を100分の1.7から100分の1.97に改正をしております。

第9条では介護納付金課税被保険者に係る均等割額を1人1万4600円から1万6200円に改正をしております。

78ページをお願いします。第22条では徴税令書を第25条で使用されている納税通知書に字句の改正をしております。

第23条第1項は、国保税の減額について、国保加入者の前年の総所得金額の合計がある一定金額以下の世帯については均等割と平等割を減額する制度がございます。今回の改正に伴いまして均等割と平等割が減額される額の改正をしております。

少しページが飛びますが、87ページをお願いします。

第23条第2項では世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者、未就学児がある場合の均等割額の減額について定めております。こちらにつきましても今回の改正に伴い減額される額の改正を行っております。

この条例は令和7年4月1日から施行となっております。

	以上でございますけれども、今回の改正につきまして国民健康保険税条例の一部を改正する条例案の資料を配布しております。 こちら縦長の議案第 8 号資料、令和 7 年 3 月 5 日東洋町税務課と書かれたこちらの資料になります。この資料には現行の税率と改正後、また県から示された標準保険料率との比較などを添付しております。後ほど御参照していただきたいと思います。 今回の国保税条例の改正は、国保加入者の皆さまに、応分の負担をしていただく改正となっておりますが、御理解の程よろしくお願いいたします。 以上が東洋町国民健康保険税条例の主な改正内容となっております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) それでは議案第 9 号、東洋町駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について御説明をいたします。 議案関係資料は 31 ページ、新旧対照条文は 90 ページとなっております。新旧対照条文より御説明をさせていただきます。 生見第 3 駐車場から第 5 駐車場までの 3 か所につきまして、現行の駐車時間及び駐車料金は、最初の 24 時間までを 1 台 1 回につき 600 円、その後、12 時間ごとに 300 円を加算していく方式となっております。 今回、サーフィン利用者等が利用する近傍の駐車場の利用料金や利用形態などの均衡を図るため、駐車料金等を改正案のとおり

	設定をさせていただきました。 駐車場の利用時間を試算してみますと、6 時間未満の利用が全体の約 8 割を占める結果となりましたことから、この試算をもとに料金の設定を行いまして、駐車 3 時間までを 5 5 0 円、3 時間を超え 9 時間までは 1 時間ごとに 9 1 円を加算していきまして、9 時間を超え 2 4 時間までを 1 0 9 1 円とし、この駐車場料金を 1 日の最大料金としております。 以後、2 4 時間を超えるときは、その超える時間について 2 時間ごとに 9 1 円を加算する方針としております。 なお新旧対照条文の駐車料金につきましては全て税抜きの金額となっておりますので、お願いします。 また今回の改正案により駐車料金は年間 1 3 0 万円程度の増収を見込んでおります。 この条例の施行期日は令和 7 年 4 月 1 日としております。 以上でございます。 御審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	(福島 登 議長) 田岡教育次長。
教育次長	(田岡 いずみ 教育次長) 私からは議案第 1 0 号と議案第 1 1 号について御説明をいたします。 まず、議案第 1 0 号、東洋町運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて御説明いたします。 議案関係資料の 3 2 ページと新旧対照条文の 9 2 ページをお

願います。

今回の改正は、令和 6 年 1 0 月 2 4 日に開催されました、公益財団法人 B & G 財団海洋センターの第 4 5 回理事会において B & G 東洋海洋センターの廃止承認により本条例を一部改正するものでございます。

新旧対照条文でご説明をさせていただきます。

第 3 条第 2 号のブルーシーアンドグリーンランド財団東洋海洋センターは廃止により削除を行っています。次に別表、東洋町運動公園使用料について、9 3 ページに移ります。体育館とプールが使用不可となりましたので削除を行っております。また、体育館の表下「1 片面使用は半額」につきましては体育館を片面使用した場合の金額となっております。体育館の使用不可に伴い削除を、その下の数字 2 については数字 1 の削除により数字 2 の削除を行っております。

この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行となっております。

続きまして議案第 1 1 号、宮ノ西運動広場の設置及び管理に関する条例の廃止について御説明いたします。

議案関係資料の 3 3 ページをお願いします。

宮ノ西運動広場につきましては、甲浦グラウンドゴルフ部会の活動のため、所有者から無償でお借りしておりました。場所は東洋町大字河内 1 8 1 6 番地、1 8 1 7 番地、1 8 1 8 番地です。

甲浦グラウンドゴルフ部会は活動をしていない状況により所有者に返却を行いました。今回、所有者に返却を行ったことにより、本条例を廃止するものでございます。

この条例は公布の日から施行となっております。

議長	以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 (福島 登 議長) ここで休憩をします。再開は１１時０５分です。 (休憩時間：１０時５３分) 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (再開時間：１１時０５分) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) それでは、議案第１２号、令和６年度東洋町一般会計補正予算、第７号を定めることについて御説明いたします。 予算書の１ページをお願いいたします。 今回の補正では、歳入歳出それぞれ１７１４万７千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ３５億６２７４万２千円とするものでございます。 ３ページをお願いいたします。 (予算書に基づき説明)
議長	(福島 登 議長) 手島住民課長兼地域包括支援センター事務局長。
住民課長兼地域包括支援センター事務局長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) 議案第１３号、令和６年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算、第４号について御説明申し上げます。

議長	予算書の1ページをお開きください。 補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ1300万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ5億8497万円とするものでございます。 2ページをお願いします。 (予算書に基づき説明) (福島 登 議長) 生松住民課長。
住民課長	(生松 克祐 住民課長) おはようございます。 それでは議案第14号、令和6年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算、第1号を定めることについて御説明いたします。 予算書の1ページをお願いいたします。 今回の補正では、歳入歳出それぞれ372万6千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4975万4千円とするものでございます。 2ページをお願いいたします。 (予算書に基づき説明)
議長	(福島 登 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長)

	それでは議案第 15 号、令和 7 年度東洋町一般会計予算を定めることについて御説明いたします、 予算書 1 ページをお願いいたします。 今回の当初予算では、歳入歳出それぞれ 42 億 1200 万 3 千円としております。前年度と比較して、10 億 6081 万 8 千円、33.7%の増額となっております。 3 ページをお願いします。 (予算書に基づき説明) (議案第 15 号関係資料に基づき説明) 歳入については以上でございます。
議長	(福島 登 議長) もうちょっと説明があまり…もうちょっと説明を、この表でやるんやったら。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) すみません、先般からこの資料を使っの簡素な説明となっておりますと、先ほども申し添えさせていただきましたが、このまま進めてよろしいでしょうか。
議長	(福島 登 議長) 歳入の説明をこれで終わろうとしよん。それはあんまりじゃないの。予算の特別委員会があるにしても、もうちょっと説明をしたほうがええような気がするけどなあ。 (自席より、委員会でやるんやきにええのんちゃうんかい。との発言あり)

	（自席より、もう家でみんな見ちょうきにええわもう。ほやろ。との発言あり） お話もするのでここで休憩にします。昼休憩をします。再開は 13 時です。（休憩時間：11 時 40 分） 休憩前に引き続き、会議を開きます。 （再開時間：13 時 00 分） 会議の冒頭申し訳ございませんが、ここで小休止をしたいと思います。開会時間は 1 時 10 分です。 休憩前に引き続き、会議を開きます。 （再開時間：13 時 10 分） 議案第 15 号の令和 7 年度一般会計予算を定める件について、議案の 15 号の関係資料、これの A3 の横のもので、歳入からもう一度必要なところをもう少し詳しく総務課長に説明していただくのでよろしくお願いします。 築地総務課長。
総務課長	（築地 仲音 総務課長） それでは議案第 15 号、令和 7 年度東洋町一般会計予算を定めることについての歳入から再度御説明のほうをさせていただきます。A3 資料を御手元に御用意ください。 （議案第 15 号関係資料に基づき説明）
議長	（福島 登 議長） 生松住民課長。

住民課長	(生松 克祐 住民課長) それでは議案第16号、令和7年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を定めることについて御説明をいたします。 予算書の1ページをお願いいたします。 今回の当初予算では、歳入歳出それぞれ6394万4千円としております。前年度と比較して5168万7千円、44.70%の減額となっております。 2ページをお願いいたします。 (予算書に基づき説明) 続きまして議案第17号、令和7年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算を定めることについて御説明いたします。 予算書の1ページをお願いいたします。 今回の当初予算では、歳入歳出それぞれ5億4693万円としております。前年度と比較して780万円、1.45%の増額となっております。 2ページをお願いいたします。 (予算書に基づき説明)
議長	(福島 登 議長) 手島住民課長兼地域包括支援センター事務局長。
住民課長兼地域包括支援センター事務局長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) 議案第18号、令和7年度東洋町介護保険事業特別会計予算を定めることについて御説明いたします。

	予算書 1 ページをお願いいたします。 予算書の総額は歳入歳出それぞれ 5 億 7 1 3 1 万 2 千円を計上しております。 対前年度比では、1 7 3 4 万 7 千円の増額となっております。 2 ページをお願いします。 (予算書に基づき説明) 続きまして議案第 1 9 号、令和 7 年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を定めることについて御説明いたします。 予算書の 1 ページをお願いいたします。 予算の総額は歳入歳出それぞれ 1 5 8 5 万 3 千円を計上しており、対前年比では 3 2 5 万 4 千円の増額となっております。 2 ページをお願いいたします。 (予算書に基づき説明) (福島 登 議長) 大坪産業建設課長。 (大坪 靖幸 産業建設課長) 議案第 2 0 号、令和 7 年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについて御説明をいたします。 予算書の 1 ページをお願いします。 歳入歳出の総額をそれぞれ 2 1 2 8 万円としております。 2 ページをお願いします。 (予算書に基づき説明)
--	--

議長

産業建設課長

議長	(福島 登 議長) ここで休憩します。再開は２時１０分です。 (休憩時間：１３時５８分) 休憩前に引き続き、会議を開催します。 (再開時間：１４時１０分) 生松住民課長。
住民課長	(生松 克祐 住民課長) それでは議案第２１号、令和７年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を定めることについて御説明いたします。 予算書の１ページをお願いいたします。 今回の当初予算では、歳入歳出それぞれ４８４７万１千円としております。前年度と比較して、２５４万円、５．５３％の増額となっております。 ２ページをお願いいたします。 (予算書に基づき説明)
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 議案第２２号、令和７年度東洋町下水道事業会計予算を定めることについて、御説明をいたします。 予算書の１ページをお願いいたします。 第３条、収益的収入及び支出の予定額につきまして、収入では、

議長	第1款下水道事業収益は、第1項営業収益1459万4千円。第2項営業外収益、9946万6千円としまして、総額1億1406万円と定めております。 支出では、第1款下水道事業費用は、第1項営業費用1億408万4千円。第2項営業外費用653万9千円。第3項予備費50万円としまして、総額1億1112万3千円と定めております。 2ページをお願いします。 (予算書に基づき説明) (福島 登 議長) 生田産業建設課長補佐。
産業建設課長補佐	(生田 憲一 産業建設課長補佐) それでは議案第23号、令和7年度東洋町簡易水道事業会計予算について御説明いたします。 予算書の1ページをお開きください。 第3条、収益的収入及び支出の予定額につきまして、収入では、第1款簡易水道事業収益は、第1項営業収益4033万円。第2項営業外収益4463万6千円としまして、総額8496万6千円と定めております。 支出では、第1款簡易水道事業費用は、第1項営業費用7628万9千円、第2項営業外費用393万5千円、第3項予備費50万円としまして、総額8072万4千円と定めております。 2ページをお願いします。 (予算書に基づき説明)

議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 議案第２４号、東洋町白浜海水浴場海上遊具等備品購入契約の締結について、御説明をいたします。 資料は、議案第２４号資料となっているものがあると思います。御手元のほうにお願いいたします。
議長	(福島 登 議長) ありますか。契約書って書いたやつ。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) この資料には物品売買契約書、運営実績及び遊具の資料を添付させていただいております。 まず、物品名でございますが、海上遊具一式でございます。 納入場所は東洋町白浜としております。 契約の方法でございますが、公募型プロポーザルでございまして、募集期間は令和７年１月１０日から令和７年１月３１日までとし、ホームページでの募集を行っております。 また、プロポーザルの内容につきましては、参加者から企画提案書に基づき、一社２０分以内のプレゼンテーションを行い、東洋町白浜海水浴場海上遊具等製作業務公募型プロポーザル審査委員会により候補者を選定するものでございまして、今回１社からの応募がございまして、２月１７日にプロポーザルの審査委員

	会を行いまして、企画の内容、安全性、遊具の内容や大きさ、耐久性などを考慮し、各審査委員の評価点方式により候補者を決定いたしました。 契約金額につきましては1573万円、そのうち消費税が143万円でございます。 納入業者につきましては、沖縄県^{とみぐすくし}豊見城市豊崎1-234、株式会社^{トモロ}TOMORO、代表取締役、^{まきしょうかずき}牧門和輝氏でございます。 また、2016年、平成28年になりますが、3月に会社設立以来運営実績としまして沖縄県内の海水浴場やホテルで海上アスレチックの委託運営やプールの監視業務を行っておりまして実績も多くございます。 遊具の内容につきましては、大きさは46メートル×34メートル、ジャングルスライダーやトランポリンなど16種類の遊具で構成しまして、小学生以上を対象とし、収容人員を最大で100人としております。以上でございます。 御審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	(福島 登 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) それでは議案第25号、野根辺地総合整備計画の策定についてご説明をいたします。 議案提案理由説明書27ページをお願いします。また、議案第25号関係資料としまして、地図をお配りしておりますので、そちらも併せてご覧下さい。

議長	(福島 登 議長) ちょっと待ってね。今探されるきに。 よろしいですか。みなさんよろしいですか。この資料の最後のほう。田島さん、資料ありますか。 (自席より、耳で聞きもってやる。やってくれ。ちょっと資料わからん。との発言あり) 町長が説明した資料の一番最後。 (自席より、この地図のやつ。との発言あり) (自席より、了解了解。ほなやって、わかるわかる。進めて。との発言あり)
総務課長	(築地 仲音 総務課長) それでは御説明をさせていただきます。 辺地に係る公共的施設の総合整備を行うにあたり、総合整備計画を策定するものがございます。 辺地とは、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」に基づき、2つの要件に該当する区域のことを指します。 1つ目が、宅地の3.3平方メートル当りの価格が最高の価格である地域の中心を含む5平方キロメートル以内の面積の中に50人以上の人口を有するものであること。 2つ目が、学校や医療機関などへの最短の距離による点数や、公共交通機関の運行本数や飲用水を主として雨水や川の水等から求めなければならない要素点数による算定により辺地度点数が100点以上であることでございます。

議長	以前まで2つ目の要件である辺地度点数が100点を超えず、辺地に該当していませんでしたが、先般、県内全域で連携中枢都市圏構想に指定されたことにより、算定が変わりまして、本町は119点となり辺地に該当いたしました。 辺地を構成する地区としましては、真砂瀬、川口、大斗、名留川、葛籠^{つづら}、押野、別役でございます。 辺地総合整備計画の策定にあたり、知事との協議後、議会の議決が必要になっております。辺地区域内で計画に記載されている事業を実施する際、過疎対策事業債より有利な辺地対策事業債を充当できるようになります。充当率100%で、交付税措置率は70%～80%となります。策定後は辺地区域の生活インフラの整備等、辺地対策事業債を活用しながら地域振興を推進してまいりたいと考えております。以上でございます。 ご審議のほどよろしくお願い致します。 (福島 登 議長) 以上で、一括議題とした提出案件の説明がすべて終わりました。 ここでお諮りします。 議案第15号、令和7年度東洋町一般会計予算を定めることについての件から、議案第23号、令和7年度東洋町簡易水道事業会計予算を定めることについてまでの9件は、質疑を省略し、議会委員会条例第5条の規定による、議長を除く7人の委員で構成する、予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (異議なしとの声あり)
----	---

異議なしと認めます。

よって、議案第 15 号から議案第 23 号までの 9 件は、質疑を省略し、議長を除く 7 人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時、休憩します。（予算審査名簿配布）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

ただいま設置されました、予算審査特別委員会の委員の選任については、議会委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、お手元に配布した名簿のとおり、1 番、大坪千倫君、2 番、廣田斎史君、3 番、安岡良仁君、4 番、高畠俊彦君、5 番、武山裕一君、6 番、今宮裕明君、7 番、田島毅三夫君を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしとの声あり）

異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会の委員は、名簿のとおり選任することに決定しました。

ただいま選任されました特別委員の方々は、次の休憩中に、委員会を開催し正副委員長の互選を行って下さい。場所は議員控え室でお願いします。

なお、初めての委員会でありますので、議会委員会条例第 9 条第 1 項の規定により、ここに議長が口頭で招集の通知をします。

町長	また、正副委員長がおりませんので、議会委員会条例第9条第2項の規定により、年長委員が臨時委員長として、正副委員長を互選することになります。 委員会の正副委員長が互選されましたら、配布します報告書に記載の上、直ちに議長へ提出して下さい。 ここで、3時まで休憩いたします。失礼しました。約15分休憩して、再開午後3時ちょうどです。 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (再開時間：15時00分) 予算審査特別委員会の委員長、副委員長の互選結果について報告します。委員長、安岡良仁君、副委員長、廣田斎史君。以上であります。 日程第29、同意第1号、東洋町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについての件を議題とします。 直ちに提出者の説明を求めます。 長崎町長。 (長崎 正仁 町長) それでは提案理由説明書の29ページをお願いいたします。 同意第1号、東洋町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、次の者を東洋町固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めます。 令和7年3月5日提出でございます。
----	--

議長	住所は高知県安芸郡東洋町大字白浜１７７番地２４、氏名は光本速雄氏でございます。生年月日は昭和３３年１０月１７日生まれの満６６歳でございます。任期は令和７年３月１９日から令和１０年３月１８日までの３年間としております。 提案理由についてでございます。 令和７年３月１８日をもって、固定資産評価審査委員の光本速雄委員が任期満了となります。引き続き、光本速雄氏を選任したいと存じます。 なお、経歴書を３０ページに添付しておりますので、よろしくお願いいたします。 以上御審議のほどよろしくお願いをいたします。 （福島 登 議長） 提出者の説明が終わりました。 本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。 （異議なしとの声あり） 異議なしと認めます。よって、さよう決しました。 これより、同意第１号、東洋町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについての件を採決します。 この採決は、無記名投票をもって行います。 議場の閉鎖を命じます。（議場閉鎖） ただいまの出席議員は７名であります。 議会会議規則第３２条第２項の規定により、立会人に３番、安岡良仁君、並びに４番、高畠俊彦君を指名します。
----	---

投票用紙を配布させます。（投票用紙配布）

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、議会会議規則第84条の規定により、否とみなすことになっております。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

（なしとの声あり）

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。（投票箱点検）

異常なしと認めます。

これより投票に入ります。

1番議員より、順次、投票願います。

投票漏れはありませんか。

（なしとの声あり）

投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。

3番、安岡良仁君、並びに4番、高島俊彦君、立会いをお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数7票、うち有効投票7票、無効投票0票であります。
有効投票中、賛成6票、反対1票。

以上のとおりであります。

よって、同意第1号、東洋町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについての件は、同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。（議場閉鎖解除）

日程第 30、選挙第 2 号、東洋町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についての件を議題とします。

本件は、地方自治法第 182 条第 1 項及び第 2 項の規定により、東洋町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行うものであり、議会で選挙することになっております。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名方法については、議会運営委員の全員が選考委員となり、選考の上、委員長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よってさよう決しました。

暫時休憩します。再開は、3 時 25 分までです。

(休憩時間：15 時 04 分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間：15 時 25 分)

それでは、選考の結果について委員長から報告願います。

高島議会運営委員長。

議会運営委員会委員長	(高畠 俊彦 議会運営委員長) それでは、議会運営委員会の報告を行います。 選考の結果を報告いたします。慎重に選考した結果、次の方々を選挙管理委員会委員及び補充員に指名いたします。 まず、委員から指名します。 生田幹明さん、坂田武行さん、竹林愛さん、橋本恵子さん、以上の皆様を指名することに決定いたしました。 続きまして、補充員を指名します。 第1順位に大坂哲也さん、第2順位に奈良崎幸一さん、第3順位に光本速雄さん、第4順位に児玉安喜恵さん、以上の皆さんを指名することに決定いたしました。 以上で、議会運営委員会の報告を終わります。
議長	(福島 登 議長) 議会運営委員長の報告が終わりましたので、ここでお諮りします。 ただいま、指名されました諸君をもって、選挙管理委員会委員及び補充員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。 (異議なしとの声あり) 異議なしと認めます。 よって、ただいま指名されました、生田幹明君、坂田武行君、竹林愛君、橋本恵子君の諸君が選挙管理委員会委員に、補充員に、第1順位に大坂哲也さん、第2順位に奈良崎幸一さん、第3順位に光本速雄さん、第4順位に児玉安喜恵さん、以上の諸君をもって当選されました。

東洋町議会議員の定数及び報酬等に関する特別委員会委員長	日程第 3 1、委員会報告の件を議題とします。 東洋町議会議員の定数及び報酬等に関する特別委員会委員長の報告を求めます。高畠俊彦君。 （高畠 俊彦 東洋町議会議員の定数及び報酬等に関する特別委員長） それでは東洋町議会議員の提出及び報酬等に関する特別委員会より、これまでの協議内容について中間報告をいたします。 御手元の報告書を御参照ください。 持ってますかね。
議長	（福島 登 議長） ありますか皆さん。大坪君ありますか。 （自席より、はい。との発言あり）
東洋町議会議員の定数及び報酬等に関する特別委員会委員長	（高畠 俊彦 東洋町議会議員の定数及び報酬等に関する特別委員長） 令和 6 年 1 2 月 1 1 日に第 1 回委員会を開催し、正副委員長の互選を行いました。 委員長に私、高畠俊彦、副委員長に西岡尚宏委員を選任いたしました。 令和 7 年 1 月 1 0 日に第 2 回委員会を開催し、不在となっておりました副委員長の選任を行い、今宮裕明委員を副委員長に選任いたしました。 次に、今後のスケジュールについて協議いたしました結果、定

議長	数削減については、条例改正案を本会議に提出する。 報酬については、東洋町特別職報酬等審議会を開催していただくよう、令和7年3月までに要望書を提出することに決定いたしました。 続いて、令和7年2月3日に第3回の委員会を開催し、要望書につける提示額について協議し、決定しました。 定数については、1名減の8名とし、6月定例会に条例改正案を提出することに決定いたしました。 以上で東洋町議会議員の定数及び報酬等に関する特別委員会からの中間報告を終わります。 (福島 登 議長) 東洋町議会議員の定数及び報酬等に関する特別委員会からの報告が終わりました。 以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。 ここでお諮りします。 冒頭の議会運営委員長の報告のとおり、本会議散会後から休会とし、審議、採決並びに一般質問のため、12日午前9時から再開したいと思います。これにご異議ありませんか。 (異議なしとの声あり) 異議なしと認めます。よって、さよう決しました。 本日は、これにて散会します。 次回の議会放送は、12日午前9時から放送いたします。 これで議会放送を終了いたします。 (散会時間：15時31分)
----	--

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

令和 7 年 5 月 22 日

議 長 福島 登

署名議員 安田 良仁

署名議員 福島 俊彦